

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②無形固定資産……………取得原価

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

有価証券及び出資金は市場価格の有無にかかわらず、取得原価を貸借対照表価額としています。ただし、取引所の相場のあるものについては、時価が著しく下落した時は、回復の見込みがあると認められる場合を除き時価を付します。

また、取引所の相場のないものについては、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した時は相当の減額をします。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産……………定額法

②無形固定資産……………定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

債権の種類ごとに前年度末債権残高に対する本年度不納欠損決定額の比率（5か年平均）を算出し、これに基づいて決定した引当金を計上しています。

②退職手当引当金

本年度末に特別職を含む全職員が普通退職した場合の退職手当要支給額を計上しています。

③賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の資産計上方法

所有権移転外リース及び所有権移転リースのうち契約総額が300万円以下のものは対象外とし、令和3年3月31日現在において、リース中（契約期間が残っている）のものを対象としています。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品の資産計上基準

美術品以外の物品については、取得価額が50万円以上のものを資産として計上しています。美術品は購入金額が300万円以上の場合に資産として計上しています。寄附又は寄贈された資産については再調達価額によって算定しますが、美術品・工芸品のうち市場取引価額のないものについては対象外としています。ただし、町民の目を惹くものや重要なものについては資産として計上し、その場合は帳簿価額を備忘価額1円としています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

②表示単位未満の金額については四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。